

建設工事等入札参加資格審査に関する要領

平成16年8月31日
県土整備部管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年告示第369号。以下「資格要綱」という。）第5条に規定する申請書等、第6条に規定する申請書の提出期間、第7条第1項に規定する入札参加資格の認定の時期及び同条第2項に規定する格付の方法その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）及び資格要綱に定めるところによる。

(入札参加資格の認定時期等)

第3条 資格要綱第4条に規定する定期の入札参加資格の審査に係る認定（以下「定期認定」という。）は、隔年の1回4月1日に行うものとする。

2 定期認定を行う年の10月1日並びに翌年の4月1日及び10月1日に、追加の入札参加資格の認定（以下「追加認定」という。）を行うものとする。

(申請書等の提出等)

第4条 資格要綱第5条に規定する入札参加資格申請書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 商号又は名称及び主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）の所在地

(2) 代表者の氏名

(3) 建設工事に係る審査にあっては、建設業に係る許可番号

(4) 測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務（以下「測量等」という。）に係る審査にあっては、登録を受けている業務の名称及び登録番号

(5) その他知事が別に定める事項

2 建設工事の審査に係る申請書（以下「建設工事用申請書」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 知事許可業者又は大臣本店許可業者にあっては、次に掲げる書類

ア 営業所の商号又は名称、所在地等を記載した書面

イ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及び特別法人事業税に係る徴収金に未納がないことを証する書面

ウ 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面

エ 定期認定及び4月1日に行う追加認定にあっては認定を行う年の前年の7月31日以前の直近の事業年度終了日、10月1日に行う追加認定については認定を行う年の1月31日以前の直近の事業年度終了日（以下これらを「基準決算日」という。）の直前1年間の健康保険料及び厚生年金保険料に

未納がないことを証する書面又は知事が別に定める書面（健康保険法第3条第3項及び厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所でない場合を除く。以下同じ。）

オ 基準決算日の直前1年間の雇用保険料に未納がないことを証する書面又は知事が別に定める書面（雇用保険法に基づき、適用事業所でないとされる場合を除く。以下同じ。）

カ 総合評定値通知書の写し。ただし、資格要綱第5条の規定に基づく入札参加資格審査の申請日までに、総合評定値通知書の交付を受けていない場合は、建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出した総合評定値請求書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の11）の写しとし、この場合において、知事が別に定める期日までに当該請求に基づく総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 国土交通大臣の許可を受けた建設業者で県内に支店若しくは建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条に規定する営業所を有するもの（以下「大臣支店許可業者」という。）又は都道府県知事の許可を受けた建設業者で知事許可業者以外のもの若しくは国土交通大臣の許可を受けた建設業者で大臣本店許可業者及び大臣支店許可業者以外のもの（以下「任意許可業者」という。）にあっては、次に掲げる書類

ア 営業所の商号又は名称、所在地等を記載した書面

イ 大臣支店許可業者にあっては、県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及び特別法人事業税に係る徴収金に未納がないことを証する書面

ウ 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面

エ 基準決算日の直前1年間の健康保険料及び厚生年金保険料に未納がないことを証する書面又は知事が別に定める書面

オ 基準決算日の直前1年間の雇用保険料に未納がないことを証する書面又は知事が別に定める書面

カ 建設業の許可通知書の写し又は建設業の許可を受けたことを証する書面

キ 総合評定値通知書の写し。ただし、資格要綱第5条の規定に基づく入札参加資格審査の申請日までに、総合評定値通知書の交付を受けていない場合は、建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出した総合評定値請求書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の11）の写しとし、この場合において、知事が別に定める期日までに当該請求に基づく総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。

ク その他知事が必要と認める書類

3 測量等の審査に係る申請書（以下「測量・コンサル用申請書」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人にあっては役員の氏名等を、個人にあってはその者の氏名等を記載した書面

(2) 営業所の商号又は名称、所在地等を記載した書面

(3) 技術者の経歴を記載した書面

- (4) 経営規模、職員数、登録を受けている業務等を記載した書面
- (5) 財務諸表
- (6) 県内に営業所を有するものにあっては、県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及び特別法人事業税に係る徴収金に未納がないことを証する書面
- (7) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面
- (8) 基準決算日の直前1年間の健康保険料及び厚生年金保険料に未納がないことを証する書面又は知事が別に定める書面
- (9) 基準決算日の直前1年間の雇用保険料に未納がないことを証する書面又は知事が別に定める書面
- (10) 測量等の登録通知書の写し又は登録を受けたことを証する書面
- (11) その他知事が必要と認める書類

4 資格要綱第6条に規定する申請書の提出期間及び提出場所は、別表第1に定めるとおりとする。

（格付の方法等）

第5条 資格要綱第7条第2項の規定による格付は、第3項に規定する方法により算定した数値（以下「経営事項評価数値」という。）と、第4項に規定する方法により算定した数値（以下「技術等評価数値」という。）とを合計した数値（以下「総合数値」という。）に従い、知事許可業者及び大臣本店許可業者にあっては別表第2により、大臣支店許可業者及び任意許可業者にあっては別表第3により行うものとする。

2 追加認定を受けようとする知事許可業者及び大臣本店許可業者の格付は、前項の規定にかかわらず、別表第3により行うものとする。

3 経営事項評価数値の算定は、別表第4により行うものとする。

4 技術等評価数値は、別表第5に規定する審査項目ごとに算定した数値の合計とする。ただし、大臣支店許可業者及び任意許可業者にあっては、別表第5に規定する審査項目のうち、障がい者の雇用状況のうち障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に規定する雇用義務の達成状況（任意許可業者を除く。）及び県の入札参加資格停止歴に限り数値を算定するものとする。

5 技術等評価数値の算定に当たり、別表第5に規定する審査項目のうち、県の入札参加資格停止歴、法に基づく監督処分等歴及び資格取消等を除く各審査項目において算定した数値の合計が0点を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、当該数値の合計を0点として技術等評価数値を算定するものとする。

6 建設業者（県内に主たる営業所を有する法人に限る。）が、資格認定を行う年から起算して3か年前の10月1日から資格認定を行う年の前年の9月30日までの間に、2年以上継続して有資格業者（法人に限る。）となっている建設業者との合併又は事業譲渡（以下「合併等」という。）を行っている場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、経営事項評価数値の10%（生じた小数点以下の端数は切り捨てるものとし、上限は100点とする。）を総合数値に加算するものとする。

（1） 合併等により当事者の一方が建設業許可業種の全部を廃業していること。

(2) 合併等を行った日の直前2年間に、出資比率2割以上の資本関係がないこと。

(等級要件等)

第6条 土木一式工事又は建築一式工事に係る資格認定を受けようとする建設業者について、第5条第1項又は第2項の規定により格付されるべき等級が特A級(建築一式工事については特A級又はA級)となる者のうち、認定を行う年の2月28日（閏年にあっては2月29日）までに当該建設工事の種類に係る法第15条に基づく特定建設業の許可を取得していない者にあっては、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、A級（建築一式工事についてはB級）に格付を行うものとする。

- 2 土木一式工事又は建築一式工事に係る資格認定を受けようとする建設業者について、第5条第1項又は第2項の規定により格付されるべき等級が特A級となる者のうち、別表第6に定める特A級の等級要件を満たさない者にあっては、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、A級に格付を行うものとする。
- 3 資格要綱第7条第2項に規定する建設工事の種類に係る資格認定を受けようとする建設業者について、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により格付されるべき等級がA級となる者のうち、別表第6に定めるA級の等級要件を満たさない者にあっては、これらの規定にかかわらず、B級に格付を行うものとする。
- 4 舗装工事に係る資格認定を受けようとする建設業者について、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第3項の規定により格付されるべき等級がB級となる者のうち、別表第6に定めるB級の等級要件を満たさない者にあっては、これらの規定にかかわらず、C級に格付を行うものとする。
- 5 第3条第3項に規定により算定に用いる総合評定通知書において、資格要綱第7条第2項に規定する建設工事の種類のうち、資格認定を受けようとする建設工事の種類に係る完成工事高が0である建設業者にあっては、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず、当該建設工事の種類について、別表第2又は別表第3に規定する最下級の等級に格付を行うものとする。
- 6 資格要綱第7条第2項に規定する建設工事のうち、資格認定を受けようとする建設工事の種類について、前々回の定期認定以降一度も資格認定を受けていない建設業者にあっては、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず、当該建設工事の種類について、別表第2又は別表第3に規定する最下級の等級に格付を行うものとする。
- 7 資格認定を受けようとする建設工事の種類について、現に格付された等級（現に格付された等級がない場合は、前々回の定期認定以降の資格認定において格付された等級。以下同じ。）がある建設業者にあって、現に格付された等級の直近上位等級を超えて昇級する場合は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、現に格付された等級の直近上位等級に格付を行うものとする。この場合においては、第1項から第6項までの規定により格付されるべき等級より上位等級に該当する場合は、第1項から第6項までの規定により格付されるべき等級に格付を行うものとする。

8 認定を受けようとする建設工事の種類について、現に格付された等級がある建設業者のうち、資格認定を行う年の前々年の3月1日から資格認定を行う年の2月28日（閏年にあっては2月29日）までの間に法に基づく監督処分を受けた者にあっては、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項から第7項までの規定にかかわらず、当該格付された等級の上位等級に格付を行わないものとする。

9 知事許可業者又は大臣本店許可業者のうち、中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づく事業協同組合であって、官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領（昭和61年6月9日付61企庁第834号）に基づく官公需適格組合の証明を受けているもの（以下「官公需適格組合」という。）にあっては、第1項から第8項まで、大臣支店許可業者及び任意許可業者にあっては、第2項から第8項までの規定は適用しないものとする。

（随時認定の特例）

第7条 第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で入札参加資格の審査申請があったときは、隨時に、入札参加資格の認定（以下「随時認定」という。）を行うことができる。

（1） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った有資格業者が、当該手続開始決定日を審査基準日とする法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知書（以下「総合評定値通知書」という。）を取得したとき。

（2） 会社法（平成17年法律第86号）に基づく分割又は事業譲渡を行った有資格業者が、当該分割期日等を審査基準日とする総合評定値通知書を取得したとき。

（3） 個人の有資格業者が設立した法人が、有資格業者から事業を承継し、経営規模等評価の継続算定を行った総合評定値通知書の交付を受けたとき。

（4） 個人の有資格業者の配偶者等が、有資格業者から事業を承継し、経営規模等評価の継続算定を行った総合評定値通知書の交付を受けたとき。

（5） 有資格業者から建設業の事業の全部又は一部を会社法に基づく合併、分割、事業譲渡により譲り受けた法人が、事業を譲り渡した有資格業者が受けている建設工事の種類に係る資格認定を承継しようとする場合であって、当該合併期日等を審査基準日とする総合評定値通知書の交付を受けたとき。ただし、事業を譲り渡した有資格業者が、当該建設工事の種類に係る建設業許可の廃業、又は資格認定の取下げをした場合に限る。

（6） 事業の譲渡及び譲受け、合併又は分割を行った建設業者が、法第17条の2の規定に基づく認可を受けたとき。

（7） 個人の有資格業者の相続人が、有資格業者から事業を承継し、法第17条の3の規定に基づく認可を受けたとき。

（8） 資格認定を受けている測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント及び建築設計業者から、会社法に基づく合併、分割、事業譲渡により事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

2 随時認定を受けようとする者の、申請書の提出期間、格付の方法、確認書類及び等級要件等については、第4条から第6条までの規定にかかわらず別に定める

ところによる。

(官公需適格組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例)

第8条 官公需適格組合にあっては、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領（昭和50年11月10日建設省厚発第473号）第3の規定に基づき算定した数値を総合数値とする。

(資格取消の基準等)

第9条 資格要綱第11条第1項に規定する資格の取消しの具体的な基準は、次のとおりとする。

(1) 資格要綱第7条第2項に規定する建設工事の種類について、虚偽又は不正な方法により受けた格付の等級が、虚偽又は不正を行わなかった場合に受けるはずであった格付の等級に比べて上位であるとき。

(2) 経営事項評価数値の算定に用いた総合評定値通知書を虚偽又は不正な方法により取得した場合であって、当該通知書に記載された総合評定値が、虚偽又は不正を行わなかった場合に比べて10%以上高いと認められたとき。

(3) 経営事項評価数値の算定に用いた総合評定値通知書の記載項目に係る数値を2倍以上又は2分の1以下に改ざんしていることが認められたとき。

(4) 経営事項評価数値の算定に用いた総合評定値通知書を虚偽又は不正な方法により取得した場合であって、当該通知書の通知日から過去3年以内に同様の行為が認められたとき。

2 有資格業者が一の建設工事の種類（法第3条第2項に規定する建設工事の種類をいう。以下同じ。）について第1項各号に該当したときは、当該有資格業者が受けたすべての建設工事の種類に係る資格認定を取り消すものとする。

3 入札参加資格審査を受けようとする建設業者が一の建設工事の種類について第1項各号に該当したときは、当該建設業者が審査を受けようとするすべての建設工事の種類に係る資格認定を行わないものとする。

4 第1項各号に該当した建設業者から建設業の事業の一部又は全部を譲り受け、若しくは承継した建設業者にあっては、技術等評価数値の算定に当たっては、当該譲受又は承継に係る県工事実績及び技術者等を除外するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成16年8月31日から施行する。ただし、この要領の施行日前に受け付けた指名競争入札参加資格審査申請書に係る審査は、従前の例による。

2 第3条の規定は、平成17年4月1日から適用する。ただし、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成17年度の定期認定の次の定期認定は平成18年度に実施するものとし、その間の追加認定は行わないものとする。

(経過措置)

3 改正前の法第27条の27第1項に基づく経営事項審査結果通知書は、この要領において総合評定値通知書として取り扱うものとし、経営事項審査結果通知書による総合評点は、総合評定値通知書による総合評定値に読み替えるものとする。

4 平成17年度の定期認定にあっては、第7条第7項中、「2年1月前の日」を「9月前の日」に、別表第5の審査項目の「研修会等の受講」欄及び「地域貢献」

欄中、「前々々年の 10 月 1 日」を「前年の 4 月 1 日」に、「県の指名停止歴」欄、「法に基づく監督処分等歴」欄及び「県工事における工事事故」欄中、「3 月 1 日」を「7 月 1 日」に、平成 18 年度の定期認定にあっては、別表第 5 の審査項目の「研修会等の受講」欄及び「地域貢献」欄中、「前々々年の 10 月 1 日」を「前々年 10 月 1 日」に、「県の指名停止歴」欄、「法に基づく監督処分等歴」欄及び「県工事における工事事故」欄中、「前々年の 3 月 1 日」を「前年の 3 月 1 日」に読み替えるものとする。

- 5 平成 17 年度の定期認定にあっては、別表第 5 の算定方法の「障害者の雇用状況」欄中「ウ 雇用期間 6 月以上 1 年未満の場合 (雇用数 - 法定雇用数) × 5 点」の次に、「エ 雇用期間 3 月以上 6 月未満の場合 (雇用数 - 法定雇用数) × 3 点」を、「ウ 雇用期間 6 月以上 1 年未満の場合 障害者の雇用数 × 5 点」の次に、「エ 雇用期間 3 月以上 6 月未満の場合 障害者の雇用数 × 3 点」を加えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 17 年 8 月 31 日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の法第 27 条の 27 第 1 項に基づく経営事項審査結果通知書は、この要領において総合評定値通知書として取り扱うものとし、経営事項審査結果通知書による総合評点は、総合評定値通知書による総合評定値に読み替えるものとする。

- 3 平成 18 年度の定期認定にあっては、第 7 条第 7 項並びに別表第 5 の審査項目の「県の指名停止歴」欄、「法に基づく監督処分等歴」欄及び「県工事における工事事故」欄中、「前々年の 3 月 1 日」を「前年の 3 月 1 日」に、「研修会等の受講」欄、「表彰受賞経歴」欄及び「地域貢献」欄中、「前々々年の 10 月 1 日」を「前々年 10 月 1 日」に、「地域貢献」欄中、「(2)について 2 点」を「(2)については 1 点」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 18 年 5 月 17 日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の法第 27 条の 27 第 1 項に基づく経営事項審査結果通知書は、この要領において総合評定値通知書として取り扱うものとし、経営事項審査結果通知書による総合評点は、総合評定値通知書による総合評定値に読み替えるものとする。

- 3 平成 18 年度の追加認定にあっては、第 5 条第 3 項について、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年国土交通省令第 113 号）に基づく再審査の総合評定値を受けた者の経営事項評価数値の算定は、従前の審査項目及び基準による総合評定値により行うものとする。

また、第 7 条第 7 項並びに別表第 5 の審査項目の「県の指名停止歴」欄、「法に基づく監督処分等歴」欄及び「県工事における工事事故」欄中、「前々年の 3 月 1 日」を「前年の 3 月 1 日」に、「研修会等の受講」欄、「表彰受賞経歴」欄及び「地域貢献」欄中、「前々々年の 10 月 1 日」を「前々年 10 月 1 日」に、「地域貢献」欄中、「(2)については 2 点」を「(2)については 1 点」に読み替える

ものとする。

- 4 平成19年度の追加認定にあっては、別表第5の審査項目の「県の指名停止歴」欄、「法に基づく監督処分等歴」欄及び「県工事における工事事故」欄中、「前々年の3月1日」を「前年の3月1日」に、「研修会等の受講」欄、「表彰受賞経歴」欄及び「地域貢献」欄中、「前々々年の10月1日」を「前々年の10月1日」に、「地域貢献」欄中、「(2)については2点」を「(2)については1点」に、読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年9月12日から施行する。ただし、この要領の施行日前に受け付けた入札参加資格審査申請書に係る審査は、従前の例による。
(経過措置)

- 2 平成20年度の定期認定にあっては、別表第5の審査項目の「エコアクション21の認定」欄及び「育児休業制度」欄中、「資格認定を行う年の前年の9月30日」をそれぞれ「平成20年2月29日」、「平成19年12月28日」に、読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年7月4日から施行する。
(経過措置)

- 2 平成20年10月1日の追加認定にあっては、別表第5の審査項目の「エコアクション21の認定」欄及び「育児休業制度」欄中、「資格認定を行う年の前年の9月30日」をそれぞれ「平成20年2月29日」、「平成19年12月28日」に、読み替えるものとする。

- 3 平成19年11月18日以前に宮崎県知事が行った指名停止処分は、この要領において、入札参加資格停止処分と同様の効果を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年9月1日から施行する。ただし、この要領の施行日前に受け付けた入札参加資格申請書に係る審査は、従前の例による。

(経過措置)

- 2 平成22年度の定期認定にあっては、別表第6の等級要件のうち、「土木一式工事」欄の特A級及び「ほ装工事」欄のA級及びB級については、「前年の9月30日時点」を「前年の12月31日時点」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年9月30日から施行する。ただし、平成23年度に受け付けた随時の入札参加資格申請に係る審査は、従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。ただし、平成25年度に受け付けた随時の入札参加資格申請に係る審査は、従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年8月3日から施行する。ただし、平成27年度に受け付ける追加認定及び随時認定に係る審査は、従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。ただし、平成29年度に受け付ける追加認定及び随時認定に係る審査は、従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年8月6日から施行する。ただし、令和元年度に受け付ける追加認定及び随時認定に係る審査は、従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年8月28日から施行する。ただし、令和元年度に受け付ける追加認定及び随時認定に係る審査は、従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年8月26日から施行する。ただし、令和3年度に受け付ける追加認定及び随時認定に係る審査は、従前の例による。

(経過措置)

2 令和4年4月1日の定期認定及び同年10月1日の追加認定にあっては、別表第5の審査項目の「週休2日工事の実績」欄中、「資格認定を行う年度の前年度の直前2か年度」に、「平成30年8月1日以降の8か月」の期間を加えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月16日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日以前に技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門の選択科目を「農業土木」、「流体工学」、「熱工学」とするものに合格した者は、別表第5の審査項目の「技術者の在籍状況」欄及び別表第6の「該当技術者」欄中、「農業農村工学」を「農業土木」に、「流体機器」を「流体工学」に、「熱・動力エネルギー機器」を「熱工学」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 令和3年4月1日以前に建設業法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第174号）による改正前の建設業施行令第34条第1項の表検定種目の欄に規定する建設機械施工に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、別表第5の審査項目の技術者在籍状況の「算定方法」欄及び別表第6の「該当技術者」欄中、「1級建設機械施工管理技士」を「1級建設機械施工技士」に、「2級建設機械施工管理技士（第1～6種）」を「2級建設機械施工技士（第1～6種）」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年8月29日から施行する。ただし、令和5年度に受け付

ける追加認定及び隨時認定に係る審査は、従前の例による。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日の定期認定及び同年10月1日の追加認定にあっては、別表第5の審査項目の「快適トイレ設置工事の実績」欄中、「資格認定を行う年度の前年度の直前2か年度」を「資格認定を行う年度の前年度の直前3か年度」に読み替えるものとする。

別表第1（第3条関係）

申請書の提出期間等

認定区分	対象者	申請書の提出期間	申請書の受付場所
定期認定	知事許可業者又は大臣本店許可業者	定期認定を行う年の前年の10月1日から10月31日まで	本店所在地を管轄する各土木事務所又は西臼杵支庁（大臣本店許可業者にあっては県土整備部管理課）
	県内に本店を置く測量業者又は建設コンサルタント等	定期認定を行う年の前年の11月1日から11月30日まで	本店所在地を管轄する各土木事務所又は西臼杵支庁
	大臣支店許可業者又は任意許可業者若しくは県外に本店を置く測量業者又は建設コンサルタント等	定期認定を行う年の前年の11月1日から11月10日まで	県土整備部管理課
追加認定	知事許可業者又は大臣本店許可業者	定期認定を行う年の10月1日追加認定分については、定期認定を行う年の7月18日から7月31日まで	本店所在地を管轄する各土木事務所又は西臼杵支庁（大臣本店許可業者にあっては県土整備部管理課）
	県内に本店を置く測量業者又は建設コンサルタント等	定期認定を行う年の翌年の4月1日追加認定分については、追加認定を行う年の1月18日から1月31日まで	本店所在地を管轄する各土木事務所又は西臼杵支庁
	大臣支店許可業者又は任意許可業者若しくは県外に本店を置く測量業者又は建設コンサルタント等	定期認定を行う年の翌年の10月1日追加認定分については、追加認定を行う年の7月18日から7月31日まで	県土整備部管理課

提出期間の始期又は終期が県の休日にあたるときは、県の休日の翌日を提出期間の始期又は終期とする。

別表第2（第5条関係）

知事許可業者及び大臣本店許可業者の格付方法

建設工事 の種類 格付を 行う等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事
特A級	1～50位 (50者)	1～35位 (35者)			
A級	51～250位 (200者)	36～115位 (80者)	1～60位 (60者)	1～80位 (80者)	1～45位 (45者)
B級	251～520位 (270者)	116～255位 (140者)	61～135位 (75者)	81～165位 (85者)	46～75位 (30者)
C級	521位以下	256位以下	136位以下	166位以下	76位以下

- 1 上記の順位は総合数値による順位を示し、土木一式工事及び建築一式工事については、宮崎県経常建設共同企業体取扱要領（平成10年4月1日県土整備部管理課定め）別表に定める方法により算定された経常建設共同企業体の総合数値を含むものとする。
- 2 各等級の最下位に同順位の建設業者が複数あるときは、同順位にあるすべての建設業者について、その等級に格付を行う。
- 3 同一の等級において、前号又は第6条の規定により、格付を行うべき建設業者の数が等級ごとに示した定数を超過することとなったときは、直近下位等級の定数から、その超過した数を差し引くものとする。
- 4 同一の等級において、第2号又は第6条の規定により、格付を行うべき建設業者の数が等級ごとに示した定数を下回ることとなったときは、定数に足りるまで、直近下位等に格付されるべき建設業者のうち順位の高い者から順に等級を繰り上げるものとする。

別表第3（第5条関係）

大臣支店許可業者、任意許可業者及び追加認定を受けようとする者の格付方法

格付を行う等級	建設業者の要件 (土木一式工事又は建築一式工事)	建設業者の要件 (電気工事、管工事又は舗装工事)
特A級	総合数値が、別表第2により特A級に格付された建設業者のうち、順位が最下位の者の総合数値以上であること。	
A級	総合数値が、別表第2によりA級に格付された建設業者のうち、順位が最下位の者の総合数値以上であり、かつ特A級に格付された建設業者のうち、順位が最下位の者の総合数値未満であること。	総合数値が、別表第2によりA級に格付された建設業者のうち、順位が最下位の者の総合数値以上であること。
B級	総合数値が、別表第2によりB級に格付された建設業者のうち、順位が最下位の者の総合数値以上であり、かつA級に格付された建設業者のうち、順位が最下位の者の総合数値未満であること。	総合数値が、別表第2によりB級に格付された建設業者のうち、順位が最下位の者の総合数値以上であり、かつA級に格付された建設業者のうち、順位が最下位の者の総合数値未満であること。
C級	総合数値が、別表第2によりB級に格付された建設業者のうち、順位が最下位の者の総合数値未満であること。	総合数値が、別表第2によりB級に格付された建設業者のうち、順位が最下位の者の総合数値未満であること。

本表における順位が最下位の者の総合数値とは、別表第2第4号の規定により、等級を繰り上げる前の各等級の最下位の者の総合数値をいう。

別表第4（第5条関係）
経営事項評価数値の算定方法

算定に用いる総合評定値通知書	経営事項評価数値の算定方法
<p>(1) 定期認定及び4月1日に行う追加認定にあっては認定を行う年の前年の7月31日の、10月1日に行う追加認定にあっては認定を行う年の1月31日の直前1年間に、会社法に基づく合併、分割、設立、事業譲渡若しくは事業の譲受又は会社更生法に基づく更正手続の申立ての事実があった場合は、上記期間内にある事業年度終了日等のうち直近の日を審査基準日とする総合評定値通知書</p> <p>(2) 定期認定及び4月1日に行う追加認定にあっては認定を行う年の7月31日、10月1日に行う追加にあっては認定を行う年の1月31日以後から、資格要綱第5条の規定に基づく入札参加資格審査の申請日までに新たに法人を設立し、又は個人が事業を開始した場合は、当該設立日又は開始日を審査基準日とする総合評定値通知書</p> <p>(3) (1)、(2)以外の場合は、基準決算日を審査基準日とする総合評定値通知書</p>	左記(1)～(3)のいずれかを採用し、経営事項評価数値とする。

別表第5（第5条関係）

技術等評価数値の算定方法

審査項目		算定方法
県工事の受注実績及び工事成績	1 土木一式工事及び舗装工事にあっては、資格認定を行う年度（県の会計年度をいう。以下この項において同じ。）の前年度の直前3か年度における県発注建設工事（当該期間中に引き渡しを終えたものに限る。以下「県工事」という。）のうち、当初設計金額250万円以上のものの受注実績及び工事成績 2 建築一式工事、電気工事及び管工事にあっては、資格認定を行う年度の前年度の直前5か年度における県工事のうち、当初契約額が500万円（平成20年度以降に契約した工事は当初設計金額250万円）以上のものの受注実績及び工事成績	<p>1 受注実績は、加算上限を100点とし、次の方法により算定する。</p> <p>(1) 左欄に掲げる建設工事の種類ごとに要綱別表第1（第3条関係）の等級区分に応じて分類し、次の区分により算定した点数の総和を算出する。</p> <p>ア 等級区分が特A級の場合 $\text{受注件数} \times 10\text{点}$</p> <p>イ 等級区分がA級の場合 $\text{受注件数} \times 8\text{点}$</p> <p>ウ 等級区分がB級の場合 $\text{受注件数} \times 6\text{点}$</p> <p>エ 等級区分がC級の場合 $\text{受注件数} \times 4\text{点}$</p> <p>(2) (1)により算出した点数に、全申請者の中で最も点数の高かった者を加算上限とするための係数を乗じて点数を算出する。</p> <p>(3) 計算の結果生じた小数点以下の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>2 工事成績は、加点上限を100点（建築一式工事及び管工事にあっては50点）とし、次の方法により算定する。</p> <p>(1) 左欄に掲げる建設工事の種類ごとに工事成績点の平均（小数点第2位以下の端数は切り捨てるものとする。）から65を減じる。</p> <p>(2) (1)により算出した点数に、全申請者の中で最も点数の高かった者を加算上限とするための係数を乗じて点数を算出する。</p> <p>(3) 計算の結果生じた小数点以下の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>3 資格要綱第11条第1項第2号、第3号又は第4号の規定により入札参加資格を取り消された場合は、取り消された建設業者等有資格業者名簿</p>

		に登載されている期間についての受注実績及び工事成績は除外する。
技術者 の在籍 状況	資格認定を行う年の前年の9月30日時点で1年以上在籍している技術者（個人にあっては事業主を、法人にあっては法に基づく代表者を含む。）の数	<p>1 左欄に掲げる技術者数に応じ、次の区分により算定した点数の合計とする。</p> <p>(1) 次の有資格技術者であって、法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けている者（資格認定を行う年の前年の9月30日時点で有効なものであり、かつ、同法第26条の5から第26条の7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講している場合に限る。）</p> <p style="text-align: right;">1名につき8点</p> <p>ア 土木一式工事</p> <p>1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門「建設部門」・「農業農村工学」・「森林土木」・「水産土木」）</p> <p>イ 建築一式工事</p> <p>1級建築施工管理技士、1級建築士</p> <p>ウ 電気工事</p> <p>1級電気工事施工管理技士、技術士（電気・電子部門、建設部門、総合技術監理部門「建設部門」・「電気・電子部門」）</p> <p>エ 管工事</p> <p>1級管工事施工管理技士、技術士（機械部門「流体機器」・「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門、総合技術監理部門「流体機器」・「熱・動力エネルギー機器」・「上下水道部門」・「衛生工学部門」）</p> <p>(2) 次の有資格技術者の場合</p> <p style="text-align: right;">1名につき7点</p> <p>ア 土木一式工事</p> <p>1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、技術士（建設部門、農</p>

	<p>業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門「建設部門」・「農業農村工学」・「森林土木」・「水産土木」)</p> <p>イ 建築一式工事 1級建築施工管理技士、1級建築士</p> <p>ウ 電気工事 1級電気工事施工管理技士、技術士(電気・電子部門、建設部門、総合技術監理部門「建設部門」・「電気・電子部門」)、第1種電気工事士</p> <p>エ 管工事 1級管工事施工管理技士、技術士(機械部門「流体機器」・「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門、総合技術監理部門「流体機器」・「熱・動力エネルギー機器」・「上下水道部門」・「衛生工学部門」)、1級技能士(配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工)</p> <p>オ 舗装工事 1級舗装施工管理技術者</p> <p>(3) 次の有資格技術者の場合 1名につき5点</p> <p>ア 土木一式工事 1級土木施工管理技士補、1級建設機械施工管理技士補</p> <p>イ 建築一式工事 1級建築施工管理技士補</p> <p>ウ 電気工事 1級電気工事施工管理技士補</p> <p>エ 管工事 1級管工事施工管理技士補</p> <p>(4) 次の有資格技術者の場合 1名につき3点</p> <p>ア 土木一式工事 2級土木施工管理技士(土木)、2級建設機械施工管理技士(第1~6種)</p> <p>イ 建築一式工事 2級建築施工管理技士(建築)、2</p>
--	--

	<p>級建築士</p> <p>ウ 電気工事</p> <p>2 級電気工事施工管理技士、第 2 種電気工事士〔取得後実務経験 3 年〕、電気主任技術者(第 1 ~ 3 種)〔取得後実務経験 5 年〕、建築設備士〔取得後実務経験 1 年〕、1 級計装士〔取得後実務経験 1 年〕</p> <p>エ 管工事</p> <p>2 級管工事施工管理技士、2 級技能士(空気調和設備配管)〔取得後実務経験 1 年〕、2 級技能士(給排水衛生設備配管)〔取得後実務経験 1 年〕 2 級技能士(配管・空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工)〔取得後実務経験 1 年〕、給水装置工事主任技術者〔取得後実務経験 1 年〕、建築設備士〔取得後実務経験 1 年〕 1 級計装士〔取得後実務経験 1 年〕</p> <p>オ 補装工事</p> <p>2 級補装施工管理技術者</p> <p>2 算定に当たっては、130 点を上限とする。</p> <p>3 1人の有資格者が、同一業種において複数の資格を有する場合は、点数の高い資格のみを算定対象とする。</p> <p>注 補装施工管理技術者は、国家資格ではないため、専任技術者又は国家資格者の届出を要しないものとする。</p>
研修会等の受講	<p>資格認定を行う年から起算して 3か年前の 10 月 1 日から資格認定を行う年の前年の 9 月 30 日までに、1年以上在籍している建設業者の職員(個人にあっては事業主を、法人にあっては法に基づく代表者を含む。以下同じ。)が業務として受講した研修会等の受講数</p> <p>1 次の機関が主催又は実施主体となった研修会等を受講した場合、1 人 1 講座当たり 1 点として算定した点数の合計とする。</p> <p>(1) 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構</p> <p>(2) 一般財団法人宮崎県建築住宅センター</p> <p>(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</p>

		<p>(4) 一般社団法人宮崎県建設業協会 (5) 宮崎県職業能力開発協会 (6) 宮崎県管工事組合協同組合連合会 (7) 一般社団法人宮崎県建築業協会 (8) 宮崎県土木施工管理技士会 (9) 宮崎県森林土木協会 (10) 一般社団法人宮崎県建築士会 (11) 一般社団法人宮崎県建築士事務所協会 (12) 一般社団法人宮崎県電業協会 (13) 宮崎県舗装協会 (14) 宮崎県農村振興技術連盟</p> <p>2 算定に当たっては、10 点を上限とする。</p>
建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会への加入（ただし、同協会から会員証明書の発行がある場合に限る。）	<p>左欄に掲げる事項に該当する場合 5 点</p>
建設機材の保有状況	舗装工事に係る等級区分を行う場合において、資格認定を行う年の前年の9月30日時点で所有権を取得し、又は3年以上のリース契約をしており、資格認定を行う年の前年の9月30日の過去1年以内に労働安全衛生法第45条に規定された特定自主検査を受けている建設機材の機種	<p>1 左欄に掲げる機種の保有又はリースの状況に応じ、次の区分ごとに算定した点数の合計とする。</p> <p>(1) アスファルトフィニッシャ 10 点 (2) マカダムローラ 10 点 (3) タイヤローラ 10 点 (4) モータグレーダ 10 点</p> <p>2 上記の(2)から(4)の機種については、(1)の機種を保有又はリースしている場合にのみ加算する。</p> <p>3 算定に当たっては 40 点を上限とし、同一機種を複数台数所有又はリースしている場合であっても、加算</p>

		は行わない。
若年者の雇用状況	資格認定を行う年の前年の9月30日時点で若年者を1年以上継続雇用している場合 注 若年者とは、資格認定を行う年の前年の9月30日時点で35歳以下の者をいう。	左欄に掲げる事項に該当する場合 1名 5点 2名 10点 3名以上 15点
障がい者の雇用状況	1 資格認定を行う年の前年の6月1日時点における、障がい者の雇用状況（個人にあっては事業主を、法人にあっては法に基づく代表者を除く。） 2 資格認定を行う年の前年の9月30日時点における、障がい者の雇用状況（個人にあっては事業主を、法人にあっては法に基づく代表者を除く。） 注 障がい者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する者をいう。	1 左欄に掲げる雇用状況に応じ、次により算定した点数の合計とする。 (1) 左欄1の時点における雇用者数が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の規定により計算した数（以下「法定雇用障害者数」という。）に満たない場合 △10点 (2) 左欄2の時点における雇用者数が、左欄1の時点における法定雇用障害者数を超えている場合 ア 雇用期間1年以上の場合 （雇用者数－法定雇用障害者数） × 5点 イ 雇用期間6か月以上1年未満の場合 （雇用者数－法定雇用障害者数） × 3点 2 算定に当たっては、20点を上限とする。
表彰歴	資格認定を行う年から起算して3か年前の10月1日から資格認定を行う年の前年の9月30日までに、建設業者が受賞した表彰（法人にあっては、個人を対象とする表彰を除く。）の数	1 左欄に掲げる受賞数（次に該当する表彰等に限る。）×5点とする。 (1) 建設業の業務に関する表彰で、知事が別に定めるもの (2) 社会貢献に関する表彰で、知事が別に定めるもの 2 算定に当たっては、10点を上限とする。
週休日	資格認定を行う年度の前年度の直前2か年度における県工事において、週休2日工事の試行を実施し、週休2日工事（4週6休以上）	1 左欄に掲げる事項に該当する場合 実績件数×1点 2 算定に当たっては、5点を上限とする。

工事の実績	を達成した実績がある場合	
快適トイレ設置工事の実績	資格認定を行う年度の前年度の直前2か年度における県工事において、快適トイレ設置工事を実施した実績がある場合	左欄に掲げる事項に該当する場合 5点
建設キャリアアップシステムの導入	資格認定を行う年の前年の9月30日時点で、建設キャリアアップシステム（CCUSという。）に事業所として登録されている場合	左欄に掲げる事項に該当する場合 5点
地域貢献	1 資格認定を行う年から起算して3か年前の10月1日から資格認定を行う年の前年の9月30日までに建設業者が参加し、又は実施した地域貢献活動（法人の職員が個人の立場で参加し、又は実施した地域貢献活動を除く。）の参加回数又は実施回数	1 左欄1に掲げる回数に応じ、次の区分ごとに算定した点数の合計とする。 (1) 国、県、市町村又は公益団体が主催する地域貢献活動への参加の場合 参加回数×1点 ただし、口蹄疫又は鳥インフルエンザにかかる防疫作業については、

	<p>2 資格認定を行う年の前年の9月30日時点における消防団員の在籍状況</p> <p>3 資格認定を行う年から起算して3か年前の10月1日から資格認定を行う年の前年の9月30日までに県との防災協定に基づき、応急対策業務等を実施した回数</p> <p>4 土木一式工事及び舗装工事に係る等級区分を行う場合において、資格認定を行う年から起算して6か年前の4月1日から資格認定を行う年の前年の3月31日までに県と地域総合メンテナンス業務委託契約を締結の上、業務実績があること又は、資格認定を行う年から起算して6か年前の4月1日から資格認定を行う年から起算して3か年前の3月31日までに県と締結した防災を目的とした年間業務委託契約があることのいずれか若しくは両方に該当の状況</p>	<p>次のとおり加算する。</p> <p>ア 従事日数が1日以上5日未満の場合 1点</p> <p>イ 従事日数が5日以上10日未満の場合 2点</p> <p>ウ 従事日数が10日以上20日未満の場合 3点</p> <p>エ 従事日数が20以上の場合 4点</p> <p>(2) 建設業者が独自に実施した地域貢献活動（2回を限度とする。）の場合 実施回数×1点</p> <p>2 左欄2に掲げる事項に該当する場合 1人につき2点</p> <p>3 左欄3に掲げる事項に該当する場合 実施回数×5点</p> <p>4 左欄4に掲げる事項に該当する場合 10点</p> <p>5 算定に当たっては、40点（上記1及び2については各20点）を上限とする。</p>
不当要求防止責任者講習の受講	<p>資格認定を行う年から起算して3か年前の10月1日から資格認定を行う年の前年の9月30日までに、1年以上在籍している建設業者の職員（個人にあっては事業主を、法人にあっては法に基づく代表者を含む。）が業務として不当要求防止責任者講習を受講した場合</p> <p>注 不当要求防止責任者講習とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項に規定する講習をいう。</p>	左欄に掲げる事項に該当する場合 5点
県の入札参考	資格認定を行う年の前々年の3月1日から資格認定を行う年の2月28日（閏年にあっては2月29日）までに要綱に基づき受けた入札参加資格停止措置の月数	左欄に掲げる入札参加資格停止措置の合計月数（生じた1月未満の端数は切り上げる。）×△20点とする。 ただし、入札参加資格停止措置に係る措置要件と同一の要件により、法に

加 資 格 停 止 歴		基づく監督処分等を受けた場合であつて、当該入札参加資格停止措置について上記の方法により算定した数値が、下欄の当該監督処分等に係る数値に比べて低い場合は、当該入札参加資格停止措置の算定はしないものとする。
法 に 基 づ く 監 督 処 分 等 歴	資格認定を行う年の前々年の3月1日から資格認定を行う年の2月28日(閏年にあっては2月29日)までに法に基づき受けた監督処分等の回数	<p>1 左欄に掲げる監督処分等の回数に応じ、次の区分ごとに算定した点数の合計とする。</p> <p>(1) 指示処分の場合 回数×△20点</p> <p>(2) 営業停止処分の場合 回数×△30点</p> <p>(3) 一部業種に係る許可取消処分の場合 回数×△40点</p> <p>(4) 法第41条の規定に基づく文書による指導又は勧告の場合 回数×△10点</p> <p>2 監督処分等に係る要件と同一の要件により、要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合であつて、上記(1)から(4)による処分等1回当たりの数値が、上欄の当該入札参加資格停止措置に係る数値に比べて低い場合は、当該監督処分等の算定はしないものとする。</p>
資 格 取 消 等	前々回の定期認定以降、要綱第11条第1項第2号、第3号又は第4号の規定により資格の認定を取り消され、若しくは前回の定期認定以降の資格認定において、第9条第3項の規定により資格の認定が行われなかつたこと。	左欄に掲げる事項に該当する場合 △240点

別表第6（第6条関係）

技術者の等級要件

業種	等級要件	該当技術者
土木一式工事	<p>1 特A級 有資格技術者（個人事業主、法人の法に基づく代表者又は資格認定を行う年の前年の9月30日時点で3月以上在籍している技術者に限る。以下同じ。）を7名以上（うち1級相当技術者を4名以上）有すること。</p> <p>2 A級 有資格技術者を3名以上（うち1級相当技術者を1名以上）有すること。</p>	<p>左欄に掲げる有資格技術者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1級相当技術者 1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術管理部門「建設部門」・「農業農村工学」・「森林土木」・「水産土木」）</p> <p>(2) その他の有資格技術者 1級土木施工管理技士補、1級建設機械施工管理技士補、2級土木施工管理技士（土木）、2級建設機械施工管理技士（第1～6種）</p>
建築一式工事	<p>1 特A級 有資格技術者を5名以上（うち1級相当技術者を2名以上）を有すること。</p> <p>2 A級 有資格技術者を3名以上（うち1級相当技術者を1名以上）有すること。</p>	<p>左欄に掲げる有資格技術者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1級相当技術者 1級建築施工管理技士、1級建築士</p> <p>(2) その他の有資格技術者 1級建築施工管理技士補、2級建築施工管理技士（建築）、2級建築士</p>
電気工事	A級 有資格技術者を2名以上（うち1級相当技術者を1名以上）有すること。	<p>左欄に掲げる有資格技術者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1級相当技術者 1級電気工事施工管理技士、技術士（電気・電子部門、建設部門、総合技術監理部門「建設部門」・「電気・電子部門」）、第1種電気工事士</p> <p>(2) その他の有資格技術者 1級電気工事施工管理技士補、第2種電気工事士[取得後実</p>

		務経験 3 年]、電気主任技術者(第 1 ~ 3 種) [取得後実務経験 5 年]、建築設備士 [取得後実務経験 1 年]、1 級計装士 [取得後実務経験 1 年]
管工事	A 級 有資格技術者を 2 名以上(うち 1 級相当技術者を 1 名以上)有すること。	左欄に掲げる有資格技術者は、次のとおりとする。 (1) 1 級相当技術者 1 級管工事施工管理技士、技術士(機械「流体機器」・「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門、総合技術管理部門「流体機器」・「熱・動力エネルギー機器」・「上下水道部門」・「衛生工学部門」)、1 級技能士(配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工) (2) その他の有資格技術者 1 級管工事施工管理技士補、2 級技能士(配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工) [取得後実務経験 1 年]、給水装置工事主任技術者 [取得後実務経験 1 年]、建築設備士 [取得後実務経験 1 年]、1 級計装士 [取得後実務経験 1 年]
舗装工事	1 A 級 有資格技術者を 4 名以上(うち 1 級相当技術者を 2 名以上)有すること。 2 B 級 有資格技術者を 2 名以上	左欄に掲げる有資格技術者は、次のとおりとする。 (1) 1 級相当技術者 1 級舗装施工管理技術者 (2) その他の有資格技術者 2 級舗装施工管理技術者